

する。

第七条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な経過措置は、人事委員會議規則で定める。

(職員の退職手当に關する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 職員の退職手当に關する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、同項第二号中「第六条の規定に該当する」を「第六条又は第六条の二の規定に該当する」に、「第六条の規定により計算した」を「第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により計算した」に改める。

第九条 職員の退職手当に關する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に關する部分を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第六項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条及び」を「第三条第一項及び第五条の二並びに」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条及び第五条の二並びに」を「第五条から第五条の三まで及び」に改める。

附則第八項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第十四項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び

第六条から第六条の五まで」に改める。

第十条 職員の退職手当に關する条例等の一部を改正する条例(平成十五年広島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に關する条例の一部改正)

第十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に關する条例(昭和六十三年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に關する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(公益法人等への職員の派遣等に關する条例の一部改正)

第十二条 公益法人等への職員の派遣等に關する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 派遣職員に關する退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(平成三年法律第七十六号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第十六条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改める。

職員の勤務時間及び休暇等に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県条例第八号

職員の勤務時間及び休暇等に關する条例の一部を改正する条例

広島県知事 藤田雄山

職員の勤務時間及び休暇等に關する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一日」の下に「又は一時間」を、「単位」の下に「(一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間以内とする。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「一日」の下に「又は一時間」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第九号

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、三九三人」を「五、二〇三人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「五、六七八人」を「五、五四五人」に改め、同条第三号中「一五、五六七人」を「一五、三六一人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第三条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、八五四人」を「四、九五四人」に、「一四六八人」を「一四八八人」に、「三三八人」を「三三三人」に、「一、四一六人」を「一、四四六八人」に、「一、四六五人」を「一、四九六八人」に、「一、五〇九人」を「一、五四一人」に改め、同条第二号中「五四六八人」を「五三六八人」に改める。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

広島県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十号

広島県部設置条例の一部を改正する条例

広島県部設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務企画部」を「総務部」に、「環境生活部」を「県民生活部」に、「土木建設部」を「土木部」に改める。

「土木部」
「土木建設部」を「土木部」に改める。

「都市部」
「空港港湾部」

第三条第一号中「総務企画部」を「総務部」に改め、同号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、同条中第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 環境部

生活環境及び自然環境の保全に関する事項

第三条第三号中「環境生活部」を「県民生活部」に改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 政策企画部

県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項

第三条に次の三号を加える。

九 土木部

道路、河川その他土木に関する事項(他部の主管に属する事項を除く。)

十 都市部

(一) 都市計画その他都市の整備に関する事項

(二) 住宅及び建築に関する事項

十一 空港港湾部

空港及び港湾(漁港を除く。)に関する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(広島県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 広島県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年広島県条例第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総務企画部」を「総務部」に改める。

(広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

3 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「総務企画部」を「総務部」に改める。

(広島県総合計画審議会設置条例の一部改正)

4 広島県総合計画審議会設置条例(平成十七年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総務企画部」を「政策企画部」に改める。

(広島県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

5 広島県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「環境生活部」を「県民生活部」に改める。

(広島県交通安全対策会議条例の一部改正)

6 広島県交通安全対策会議条例(昭和四十五年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「環境生活部」を「県民生活部」に改める。

(広島県国土利用計画審議会条例の一部改正)

7 広島県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「環境生活部」を「県民生活部」に改める。

(広島県土地利用審査会条例の一部改正)

8 広島県土地利用審査会条例(昭和四十九年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「環境生活部」を「県民生活部」に改める。

(広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部改正)

9 広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例(昭和五十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「環境生活部」を「県民生活部」に改める。

(公害紛争の処理に関する条例の一部改正)

10 公害紛争の処理に関する条例(昭和四十五年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「環境生活部」を「環境部」に改める。

(広島県環境審議会条例の一部改正)

11 広島県環境審議会条例(平成六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「環境生活部」を「環境部」に改める。

(広島県水防協議会条例の一部改正)

12 広島県水防協議会条例(昭和二十四年広島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「土木建築部」を「土木部」に改める。

(広島県地方港湾審議会条例の一部改正)

13 広島県地方港湾審議会条例(昭和四十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「土木建築部」を「空港港湾部」に改める。

(広島県の海の管理に関する条例の一部改正)

14 広島県の海の管理に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「土木建築部」を「空港港湾部」に改める。

(広島県土地収用事業認定審議会条例の一部改正)

15 広島県土地収用事業認定審議会条例(平成十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「土木建築部」を「土木部」に改める。

(広島県建築審査会条例の一部改正)

16 広島県建築審査会条例(昭和二十五年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木建築部」を「都市部」に改める。

(広島県都市計画審議会条例の一部改正)

17 広島県都市計画審議会条例(昭和四十四年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「土木建築部」を「都市部」に改める。

(広島県開発審査会条例の一部改正)

18 広島県開発審査会条例(昭和四十四年広島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「土木建築部」を「都市部」に改める。

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十一号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例(昭和三十九年広島県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
広島県西部 病虫害防除 所	東広島市 八本松町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部 病虫害防除 所	福山市三 吉町一丁 目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部 病虫害防除 所	三次市十 日市東四 丁目	三次市及び庄原市

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県条例第十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「江田島市」の下に「熊野町」を、「(4)から」の下に「(18)まで及び(20)から」を加え、同表の第六号の二中「江田島市」の下に「熊野町」を加え、同表の第八号及び第八号の二中「三次市」の下に「大竹市」を、「江田島市」の下に「熊野町」を加え、同表の第八号の四中「三次市」の下に「庄原市」を、「江田島市」の下に「熊野町」を加え、同表の第八号の五中「以下この号において「法」という。」に

基づく事務のうち、次に掲げるものを「第五十条の三の規定による精神障害者社会適応訓練事業の実施」に改め、同号(1)から同号(4)までを削り、同表の第十一号の三中「三次市」の下に「大竹市」を、「江田島市」の下に「熊野町」を加え、同表の第十一号の

広島県知事 藤 田 雄 山

四中「三次市」の下に「庄原市、熊野町」を加え、同表の第十一号の五中「三次市」の下に「庄原市、大竹市」を加え、同表の第十二号及び第十二号の二中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第十三号(1)中「法第三十一条の第二項第十一号ハ、法第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「法第三十一条の第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同号(2)中「法第三十一条の第二項第十二号ニ、法第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「法第三十一条の第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表の第十四号の四中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第十四号の五中「三次市」の下に「庄原市」を、「江田島市」の下に「熊野町」を加え、同表の第十五号の三中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第十六号の二(25)中「第八条の二」を「第二十八条」に改め、同表の第十六号の五中「及び安芸高田市」を、「安芸高田市及び熊野町(4)及び(5)に掲げるものについては熊野町を除く。」に改め、同表の第十六号の六中「三原市」の下に「庄原市、熊野町」を加え、同表の第十八号(33)中「第二十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同表の第十九号及び第十九号の二中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第十九号の三中「安芸高田市」の下に「熊野町」を加え、同表の第十九号の四(1)中「第十五条の十五第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同号(2)中「第十五条の十五第五項」を「第十五条の二第五項」に改め、同号(3)中「第十五条の十五第六項」を「第十五条の二第六項」に改め、同号(4)中「第十五条の十六」を「第十五条の三」に改め、同号(5)中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の四第一項」に改め、同号(6)中「第十五条の十七第二項」を「第十五条の四第二項」に改め、同号中「安芸高田市」の下に「熊野町」を加え、同表の第二十一号を次のように改める。

二十一 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下この号において「法」という。)、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下この号において「省令」という。)及び広島県動物愛護管理条例(昭和五十五年広島県条例第二号。以下この号において「条例」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第十条第一項の規定による動物取扱業の登録

(2) 法第十一条第一項(法第十三条第二項及び法第十四条第三項に

広島市、呉市及び福山市(1)から(25)まで及び(32)から(48)までに掲げるものは呉市及

- (23) おいて準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者登録簿への登録
- (3) 法第十一条第二項(法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者登録簿に登録した旨の通知
- (4) 法第十二条第二項(法第十三条第二項、法第十四条第三項及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (5) 法第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新
- (6) 法第十四条第一項の規定による登録事項等の変更の事前の届出の受付
- (7) 法第十四条第二項の規定による登録事項等の変更の事後の届出の受付
- (8) 法第十五条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧
- (9) 法第十六条第一項の規定による動物取扱業の廃業等の届出の受付
- (10) 法第十七条の規定による動物取扱業者の登録の抹消
- (11) 法第十九条第一項の規定による動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止の命令
- (12) 法第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
- (13) 法第二十三條第一項の規定による動物の管理の方法等の改善の勧告
- (14) 法第二十三條第二項の規定による動物取扱責任者研修の受講に係る措置の勧告
- (15) 法第二十三條第三項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令
- (16) 法第二十四條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (17) 法第二十五條第一項の規定による周辺の生活環境の保全に係る措置の勧告
- (18) 法第二十五條第二項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令
- (19) 法第二十六條第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- (20) 法第二十七條第二項(法第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付与
- (21) 法第二十八條第一項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る事項の変更の許可
- (22) 法第二十八條第三項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る軽微な変更の届出の受付
- (23) 法第二十九條の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可

び福山市に限るものとし、(26)から(31)まで、(55)及び(56)に掲げるものについては呉市に限る。

- (24) 法第三十二条の規定による特定動物の飼養又は保管に係る措置の命令
- (25) 法第三十三条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る報告の徴収及び立入検査
- (26) 法第三十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による犬又はねこの引取り及び引き取るべき場所の指定
- (27) 法第三十五条第四項の規定による犬又はねこの引取りの委託
- (28) 法第三十六条第一項の規定による通報の受付
- (29) 法第三十六条第二項の規定による動物又は動物の死体の収容
- (30) 法第三十七条第二項の規定による指導及び助言
- (31) 法第三十八条第一項の規定による動物愛護推進員の委嘱
- (32) 省令第二条第三項の規定による動物取扱業の登録に係る書類の提出の要求
- (33) 省令第二条第五項(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による動物取扱業の登録証の交付
- (34) 省令第二条第六項(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による動物取扱業の登録証の再交付
- (35) 省令第二条第八項(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による動物取扱業の登録証を亡失した場合の届出の受付
- (36) 省令第二条第九項(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による動物取扱業の登録証の返納の受付
- (37) 省令第五条第六項の規定による登録事項等の変更に係る書類の提出の要求
- (38) 省令第十条第三項ただし書の規定による他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせる場合の定め及び他の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修の指定
- (39) 省令第十三条第十号の規定による他の都道府県又は市町で法第二十六条第一項の許可を受けた者が三日を超えない期間特定動物の飼養又は保管をする場合の通知の受付
- (40) 省令第十四条の規定による法第二十六条第一項の許可の有効期間の設定
- (41) 省令第十五条第三項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る書類の提出の要求
- (42) 省令第十五条第五項(省令第十八条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の交付
- (43) 省令第十五条第六項(省令第十八条第四項において準用する場合

- 合を含む。)(の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付
- (44) 省令第十五条第八項(省令第十八条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証を亡失した旨の届出の受付
- (45) 省令第十五条第九項(省令第十八条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納の受付
- (46) 省令第十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受付
- (47) 省令第十八条第三項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る事項の変更に係る書類の提出の要求
- (48) 省令第二十条第三号の規定による法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするための特定動物に対する措置内容の届出の受付
- (49) 条例第七条第一項の規定による特定動物が逸走した場合の通報の受付
- (50) 条例第七条第二項の規定による逸走した特定動物の捕獲又は殺処分
- (51) 条例第八条第一項の規定による飼い犬又は特定動物が害を加えた場合の届出の受付
- (52) 条例第八条第三項の規定による検診結果の届出の受付
- (53) 条例第九条の規定による動物の所有者に対する措置の命令
- (54) 条例第十条第一項の規定による報告の要求又は立入調査
- (55) 条例第十一条の規定による犬又はねこの譲渡
- (56) 条例第十二条第一項の規定による犬又はねこを引き取った場合の公示

第二条の表の第二十一号の三中「呉市」の下に「及び大竹市」を加え、同表の第二十二号中「及び三次市」を「三次市及び熊野町」に改め、同表の第二十二号の二を同表の第二十二号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

- 二十二の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。)(に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - (1) 法第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行った者又は使用する者に対する報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提示の命令又は質問
 - (2) 法第二十四条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者

呉市及び三次市(1)、(2)、(9)から(14)まで、(21)から(26)まで、(34)、(36)から

- (3) 又は被保険者であった者に対する報告の命令又は質問
法第七十条第一項の規定による法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者の指定
- (4) 法第七十条第四項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取
- (5) 法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新
- (6) 法第七十一条第一項ただし書の規定による指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受付
- (7) 法第七十二条第一項ただし書の規定による介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の特例に係る別段の申出の受付
- (8) 法第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受付
- (9) 法第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (10) 法第七十六条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
- (11) 法第七十六条の二第二項の規定による指定居宅サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (12) 法第七十六条の二第三項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置の命令
- (13) 法第七十六条の二第四項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令をした旨の公示
- (14) 法第七十六条の二第五項の規定による指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (15) 法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (16) 法第七十七条第二項の規定による指定居宅サービス事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (17) 法第七十八条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等をした旨の公示
- (18) 法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者の指定
- (19) 法第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新
- (20) 法第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受付
- (21) 法第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査

(40)まで、(52)から(60)まで、(71)、(73)から(77)まで及び(83)から(88)までに掲げるものについては三次市に限る。

- (22) 法第八十三条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告
- (23) 法第八十三条の二第二項の規定による指定居宅介護支援事業者が勧告に従わないときの公表
- (24) 法第八十三条の二第三項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置の命令
- (25) 法第八十三条の二第四項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令をした旨の公示
- (26) 法第八十三条の二第五項の規定による指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (27) 法第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (28) 法第八十四条第二項の規定による指定居宅介護支援事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (29) 法第八十五条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等をした旨の公示
- (30) 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号の指定介護老人福祉施設の指定
- (31) 法第八十六条第三項(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定介護老人福祉施設の指定に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取
- (32) 法第八十六条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新
- (33) 法第八十九条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更の届出の受付
- (34) 法第九十条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (35) 法第九十一条の規定による指定介護老人福祉施設の指定辞退の受付
- (36) 法第九十一条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告
- (37) 法第九十一条の二第二項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (38) 法第九十一条の二第三項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置の命令
- (39) 法第九十一条の二第四項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令をした旨の公示
- (40) 法第九十一条の二第五項の規定による適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない旨の通知の受付
- (41) 法第九十二条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定

- (42) の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
 法第九十二条第二項の規定による指定介護老人福祉施設が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (43) 法第九十三条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等をした旨の公示
- (44) 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可
- (45) 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可
- (46) 法第九十四条第六項(法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による介護老人保健施設の開設許可に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取
- (47) 法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設許可の更新
- (48) 法第九十五条第一項の規定による介護老人保健施設を管理する医師の承認
- (49) 法第九十五条第二項の規定による介護老人保健施設を医師以外の者に管理させることの承認
- (50) 法第九十八条第一項第四号の規定による介護老人保健施設の広告の許可
- (51) 法第九十九条の規定による介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出の受付
- (52) 法第一百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (53) 法第一百条第三項の規定による介護老人保健施設に対する処分の必要性に係る通知の受付
- (54) 法第一百一条の規定による介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- (55) 法第一百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令
- (56) 法第一百三一条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告
- (57) 法第一百三一条第二項の規定による介護老人保健施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (58) 法第一百三一条第三項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置の命令又は業務の停止の命令
- (59) 法第一百三一条第四項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置命令又は業務停止命令をした旨の公示
- (60) 法第一百三一条第五項の規定による介護老人保健施設が設備及び運営に関する基準に適合しなくなった旨の通知の受付

- (61) 法第一百四一条第一項の規定による介護老人保健施設の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止
- (62) 法第一百四一条第二項の規定による介護老人保健施設の開設許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (63) 法第一百五一条において準用する医療法第八条の二第二項の規定による介護老人保健施設の休止又は再開の届出の受付
- (64) 法第一百五一条において準用する医療法第九条第一項の規定による介護老人保健施設の廃止の届出の受付
- (65) 法第一百五一条において準用する医療法第九条第二項の規定による介護老人保健施設の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときの届出の受付
- (66) 法第一百七一条第一項の規定による第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設の指定
- (67) 法第一百七一条第五項(法第一百七一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取
- (68) 法第一百七一条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新
- (69) 法第一百八条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の療養病床等の入所定員を増加しようとするときの指定の変更の申請の受付
- (70) 法第一百十一条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受付
- (71) 法第一百二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (72) 法第一百三一条の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の受付
- (73) 法第一百三一条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告
- (74) 法第一百三一条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (75) 法第一百三一条の二第三項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置の命令
- (76) 法第一百三一条の二第四項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令をした旨の公示
- (77) 法第一百三一条の二第五項の規定による適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない旨の通知の受付
- (78) 法第一百四一条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止

- (79) 法第百十四条第二項の規定による指定介護療養型医療施設が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (80) 法第百十五条の規定による指定介護療養型医療施設の指定等をした旨の公示
- (81) 法第百十五条の二第一項の規定による法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者の指定
- (82) 法第百十五条の五の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受付
- (83) 法第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (84) 法第百十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (85) 法第百十五条の七第二項の規定による指定介護予防サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (86) 法第百十五条の七第三項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置の命令
- (87) 法第百十五条の七第四項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令をした旨の公示
- (88) 法第百十五条の七第五項の規定による指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (89) 法第百十五条の八第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (90) 法第百十五条の八第二項の規定による指定介護予防サービス事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (91) 法第百十五条の九の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等をした旨の公示
- (92) 法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新
- (93) 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項ただし書及び法第七十二条第一項ただし書の規定による指定介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出の受付
- (94) 法第百十五条の二十九第六項の規定による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可の取消し又は指定及び許可の全部若しくは一部の効力の停止（法第百十五条の二十九第四項の規定による命令に従わず指定及び許可の取消し又は全部若しくは一部の効力を停止することが適当である旨の通知を県から得た場合に限る。）

第二条の表の第二十四号を次のように改める。

- 二十四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第三十六条第一項の規定による法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定
- (2) 法第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
- (3) 法第三十八条第一項の規定による法第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定
- (4) 法第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設の指定の変更
- (5) 法第四十条において準用する法第三十六条第一項の規定による法第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定
- (6) 法第四十一条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新
- (7) 法第四十六条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受付
- (8) 法第四十六条第二項の規定による指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出の受付
- (9) 法第四十七条の規定による指定障害者支援施設の指定辞退の受付
- (10) 法第四十八条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (11) 法第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定による指定障害者支援施設等の設置者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (12) 法第四十八条第四項において準用する同条第一項の規定による指定相談支援事業者に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (13) 法第四十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
- (14) 法第四十九条第二項の規定による指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
- (15) 法第四十九条第三項の規定による指定相談支援事業者に対する勧告
- (16) 法第四十九条第四項の規定による指定事業者等が勧告に従わないときの公表
- (17) 法第四十九条第五項の規定による指定事業者等に対する措置の

広島市及び
福山市

第二條の表の第二十四号の次に次の一号を加える。

- (18) 命 令
法第四十九條第六項の規定による指定事業者等に対する措置命令をした旨の公示
- (19) 法第四十九條第七項の規定による指定事業者等が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (20) 法第五十條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (21) 法第五十條第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (22) 法第五十條第三項において準用する同條第一項及び第二項の規定による指定障害者支援施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止及びそれらに該当する旨の通知の受付
- (23) 法第五十條第四項において準用する同條第一項及び第二項の規定による指定相談支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止及びそれらに該当する旨の通知の受付
- (24) 法第五十一條の規定による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の指定等をした旨の公示
- (25) 法第八十一條第一項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業及び移動支援事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者に対する報告等の要求又は質問若しくは立入検査（当該事業を行う者又は当該施設の設置者が県である場合に限る。（27）において同じ。）
- (26) 法第八十二條第一項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業及び移動支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止の命令（当該事業を行う者が県である場合に限る。）
- (27) 法第八十二條第二項の規定による障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者に対する施設の整備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止の命令
- (28) 法附則第二十四條の規定による法の施行前の準備その他の行為

第二十四の二 障害者自立支援法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第三十六條第一項の規定による法第二十九條第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（指定障害福祉サービス事業者が行う障害福祉サービスは、法第五条に掲げる居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助並びに法附則第八條第一項

呉市及び三次市（18）から（25）までに掲げるものについては呉市に限るものとし、

- (2) に掲げる外出介護及び障害者デイサービスに限る。（2）、（4）から（6）まで、（8）、（10）から（15）まで及び（17）において同じ。）
- (3) 法第三十七條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
- (4) 法第四十條において準用する法第三十六條第一項の規定による法第三十二條第一項の指定相談支援事業者の指定
- (5) 法第四十一條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の更新
- (6) 法第四十六條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受付
- (7) 法第四十八條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (8) 法第四十八條第四項において準用する同條第一項の規定による指定相談支援事業者に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (9) 法第四十九條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
- (10) 法第四十九條第三項の規定による指定相談支援事業者に対する勧告
- (11) 法第四十九條第四項の規定による指定事業者等が勧告に従わないときの公表（指定障害者支援施設及びのぞみの園の設置者に係るものを除く。（11）から（13）までにおいて同じ。）
- (12) 法第四十九條第五項の規定による指定事業者等に対する措置の命令
- (13) 法第四十九條第六項の規定による指定事業者等に対する措置命令をした旨の公示
- (14) 法第四十九條第七項の規定による指定事業者等が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付
- (15) 法第五十條第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (16) 法第五十條第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- (17) 法第五十條第三項において準用する同條第一項及び第二項の規定による指定相談支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止及びそれらに該当する旨の通知の受付
- (18) 法第五十一條の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定等をした旨の公示
- (19) 法第五十三條第一項の規定による自立支援医療費の支給に係る申請の受付（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号で定める医療に係るものに限る。（19）から（25）までにお

(1) から (17) まで及び (26) から (32) までに掲げるものについては三次市に限る。